

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
指定完成検査機関の指定

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 58 条の 18（指定等）

第 20 条第 1 項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

高圧ガス保安法第 20 条（完成検査）

前文 略

ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第 1 種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は、経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第 8 条第 1 号又は第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りではない。

高圧ガス保安法施行令第 18 条（都道府県が処理する事務）

次に掲げる経済産業大臣の権限であって、その完成検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 指定完成検査機関に関する法第 20 条第 1 項ただし書、法 58 条の 22、第 58 条の 23 第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 24、第 58 条の 27、第 58 条の 29、第 58 条の 30、第 61 条第 2 項、第 62 条第 1 項並びに第 74 条の 2 台 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 5 号の 2 に規定する事務

審査基準

1（法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第 58 条の 20（指定の基準）

経済産業大臣は、第 20 条第 1 項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める機械器具その他設備を用いて完成検査を行うものであること。
- 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 完成検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって完成検査が不公平になるおそれがないものであること。
- 五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行う必要が経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定をすることによって申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

標準処理期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
14日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	14日	